

みえゴルフツーリズム・アンバサダー登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ゴルフツーリズムの推進を通じて地域経済活性化やゴルフの発展に寄与しようと活動するボランティアを「みえゴルフツーリズム・アンバサダー」(以下、「アンバサダー」という。)として登録する制度(以下、「本制度」という。)について、その実施に関し必要な事項を定めるものである。

(対象者及び登録)

第2条 アンバサダーの対象者は次に掲げる内容を全て満たすものとする。

- (1) みえとゴルフをこよなく愛する個人であること。
 - (2) プロアマを問わずゴルファーであること(ハンディキャップ条件はありません)。
 - (3) ゴルフを通じた国際交流に興味があること(外国語に堪能である必要はありません)。
 - (4) 原則、三重県内在住者であること。県外在住者にあつては、三重県内のゴルフ場の会員権を有する者、若しくは関係者(役員、従業員等)であること。なお、それ以外の者であつても、三重県外国人観光客誘致促進協議会みえゴルフツーリズム促進部会長(以下、「部会長」という。)がみえゴルフツーリズムの推進に寄与すると認める場合は、この限りでない。
 - (5) 暴力団又はその構成員の利益となる活動を行っていないこと。
- 2 アンバサダーとして登録しようとする者は、「みえゴルフツーリズム・アンバサダー登録申請書」(様式第1号)を部会長(事務局：三重県観光局)に提出するものとする。
- 3 部会長は、前項の申請を受けたときはアンバサダーの対象者であることを確認したうえで登録を行い、「みえゴルフツーリズム・アンバサダー登録完了書」(様式第2号)を送付するものとする。

(登録の取り消し)

第3条 アンバサダーが次の各号のいずれかに該当するときは、部会長はその登録を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請等が判明したとき。
- (2) アンバサダーとしてふさわしくない行為があつたと認められるとき。
- (3) 本人から登録取り消しの申し出があつたとき。

(支援等)

第4条 部会長は、アンバサダーの自発的なPR活動を推進するため、必要に応じて次の各号に掲げる支援等を行う。

- (1) みえゴルフツーリズムに関する情報提供(メール配信)
- (2) アンバサダー同士の情報交換や交流を目的とする会合やイベントの開催
- (3) その他アンバサダー活動に有益と認められる事項

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、部会長が別途定める。

附則 この要綱は、平成28年2月16日から施行する。

様式第1号、様式第2号(第2条関係)